

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成28年6月1日号）

【今号の内容】

- 男女雇用機会均等月間
- 女性の活躍を推進しましょう！事業主行動計画策定サポート事業支援対象企業募集中！
- 女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ
- 男女共同参画社会を考える“とちぎ県民のつどい“を開催します
- 「イクメン企業アワード2016」・「イクボスアワード2016」を実施します
- 労働契約等解説セミナー2016『『安心』して『働く』ためのルール』
- 労働セミナー「仕事と介護の両立支援に向けて」
- 労政とちぎ5月号を発行しました
- 最低賃金ワンストップ無料相談
- 平成28年度「全国安全週間」
- 労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すための厚生労働省の支援策

男女雇用機会均等月間

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場において男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法や「ポジティブ・アクション（男女労働者間の事実上の格差解消に向けた取組）」への社会一般の認識を深める機会としています。

これを機にポジティブ・アクションを始めましょう！

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/danjokoyoukikaikintou.html>

女性の活躍を推進しましょう！事業主行動計画策定サポート事業支援対象企業募集中！

県では、女性の活躍を推進する県内企業（常時雇用労働者300人以下）を対象に、女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定及び女性の活躍を推進するための社内体制の構築を支援するコンサルティング事業を実施いたします。

現在、支援対象事業所を募集しています。是非、御参加ください！

募集 10企業

費用 無料

対象 県内に本社または主たる事業所を有し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者

説明会日程（参加は任意です。）

(1) 県央地区

① 平成28年6月14日(火)10:00～12:00

② 平成28年6月21日(火)14:00～16:00

パルティ とちぎ男女共同参画センター

(宇都宮市野沢町4番地1)

(2) 県南地区

③ 平成28年6月14日(火)14:00～16:00

④ 平成28年6月22日(水)14:00～16:00

小山市生涯学習センター

(小山市中央町3-7-1ロブレ6F)

(3) 県北地区

⑤ 平成28年6月15日(水)14:00～16:00

⑥ 平成28年6月17日(金)14:00～16:00

株式会社TMC経営支援センター2階研修室

(那須塩原市大原間西1-10-6)

※ 本事業は株式会社TMC経営支援センターへの委託により実施いたします。

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/h28jyosei_ippanjigyounushi.html

女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ

県では、女性の活躍の推進を図るため、県内に所在し常時雇用する労働者数が300人以下の企業を対象に、従業員を女性の活躍に関する各種研修会に派遣する際の費用の一部を助成いたします。

是非、当該助成金を御活用ください。

1 支給対象経費

研修費及び研修で使用する教材費

2 支給率 1 / 2

3 支給上限 18万円 / 企業 (6万円 / 人)

4 受付期限 平成28年12月末日（土日祝日及び閉庁日を除く）

※ 支給には女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定が必要となります。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

男女共同参画社会を考える“とちぎ県民のつどい”を開催します

内閣府では、毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためにはみなさん一人ひとりの取組が必要です。

栃木県では、6月25日（土）に“とちぎ県民のつどい”を開催します。

この機会に男女共同参画社会について考えてみませんか？御参加をお待ちしております。

日時 平成28年6月25日（土）

午前の部：10:00～12:00

午後の部：13:00～15:00

場所 パルティ とちぎ男女共同参画センター
（宇都宮市野沢町4番地1）

内容

1. 午前の部

活動団体の事例発表

2. 午後の部

(1) 式典

(2) 講演：ここが変だよ、男女共同参画～政策と生活のずれを検証する～

講師：水無田 気流（みなした きりう）氏
（詩人・社会学者、立教大学社会学部兼任講師）

費用 無料

定員 378名

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

チラシ <http://www.parti.jp/data/tsudoi.pdf>

パーティ <http://www.parti.jp/>

「イクメン企業アワード2016」・「イクボスアワード2016」を実施します

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施します。

「イクメン企業アワード」は、男性の育児と仕事の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰するものです。一方、「イクボスアワード」は、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」を企業などからの推薦によって募集し、表彰するものです。是非、御応募ください。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124559.html>

労働契約等解説セミナー2016『『安心』して『働く』ためのルール』

厚生労働省では、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。

日時 平成28年6月15日(水)13:10～16:35

場所 栃木県総合文化センター第一会議室
(栃木県宇都宮市本町1-8)

内容 1. 基礎セミナー
2. 判例・事例セミナー

※終了後、「個別相談会」を設ける予定です。

費用 無料

対象 労働契約や無期転換ルールについて基本的知識を習得したいと考えている方

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201605.html>

労働セミナー「仕事と介護の両立支援に向けて」

近年、働きながら介護に直面する働き盛り世代が増えており、企業の中核を担う労働者の離職は、経営に影響します。仕事と介護を両立させる労働環境の整備と介護離職の防止は、企業にも労働者にも重要な課題になっています。

そこで、本セミナーでは、働きながら介護を行う労働者が離職せず働き続けられるよう、介護保険制度や介護休業法を紹介するとともに、仕事と介護の両立支援策を解説します。

- (1) 日時 平成28年6月27日(月) 14:00～16:00
内容 介護の実態と介護制度
講師 NPO法人パオッコ理事長 太田 差恵子氏
- (2) 日時 平成28年6月28日(火) 14:00～16:00
内容 介護離職問題と仕事と介護の両立支援策
講師 ニッセイ基礎研究所生活研究部主任研究員
松浦 民恵氏

場所 東京都南部労政会館（大崎）
（東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2F）

費用 無料

対象 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

定員 100名（先着順）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/detail?kanri_bango=seminar-zchuo-000651

労政とちぎ5月号を発行しました

労政とちぎは、労使関係の安定と労働者福祉の向上を促進するため、労働者の福祉や能力開発、労働関係法制度の改正など、多岐にわたる労働に関する情報を提供する労働情報誌（電子ブック）です。

是非、御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html>

最低賃金ワンストップ無料相談

賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売り上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

そこで、厚生労働省では、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆様を支援するため、経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決へ導く、ワンストップ相談窓口を開設しています。

栃木県最低賃金総合相談支援センター
〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 0120-48-5766 FAX 028-647-2007
※出張相談会も随時開催しております。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-sr.jp/soudansien/>

平成28年度「全国安全週間」

労働災害は長期的に減少し、平成27年は初めて年間の死亡者数が1,000人を下回りました。一方、休業災害を含む労働災害全体では、十分な減少傾向にあるとは言えません。特に、近年の産業構造の変化に伴って拡大を続ける第三次産業などでは、職場の安全に関して自ら取り組む意識が十分であるとは言えず、労働災害が増加傾向にあります。また、経験が浅い労働者は

職場に潜む危険を察知できないことが懸念されています。

厚生労働省では、7月1日から7日までを「全国安全週間」、6月1日から30日までを準備期間として、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

平成28年度スローガン

「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険
みんなで見つける 安全管理」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122820.html>

労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すための厚生労働省の支援策

～平成30年度からの「無期転換ルール」の本格化まであと2年！事業主の皆さま・働く皆さまへの支援を強化～

厚生労働省は、労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換申込みが、2年後の平成30年度から本格的に行われることを踏まえ、事業主の皆さまや働く皆さまに御理解いただきたい内容と、厚生労働省が今年度実施する8つの支援策をまとめました。是非、御活用ください。

※ 無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールのことです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122934.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225